

重要事項説明書

当事業者が提供する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(以下、訪問リハビリテーションとする)の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 当事業者の概要

事業所の名称	ミロク脳神経リハビリクリニック
主たる事務所の所在地	山形県天童市鎌田 2 丁目 5 番 1 号
代表者氏名	院長 齋藤 佑規
指定年月日	令和 5 年 9 月 1 日
電話番号	023-616-3691
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
通常の実施地域	天童市
介護保険事業所番号	0611611195

2 職員の概要

職種	人員数	勤務の体制	
管理者(医師)	1名	常勤兼務	1名
理学療法士	1名	常勤兼務	1名 非常勤 0名
作業療法士	1名	常勤兼務	1名 非常勤 0名
言語聴覚士	名	常勤	名 非常勤 0名

※令和 7 年 9 月時点

原則、担当制ではありません。状況に応じて複数のスタッフが訪問させていただきます。

兼務先事業所：ミロク脳神経リハビリクリニック、ミロク脳神経リハビリクリニック通所リハビリ

3 サービスの営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日は除く)
営業時間	月・水曜日～金曜日：8:00～18:00 火・土曜日：8:00～11:30
休業日	日曜日・祝祭日 年末年始(12/30～1/3)等、事業所が指定する日

4 訪問リハビリテーションの運営の方針

通院や通所によるリハビリテーションのみでは、家庭内における日常生活動作の自立が困難である場合、またコミュニケーション能力への働きかけが困難な場合などに、家屋状況の確認を含めたりハビリテーションの提供を、ケアマネジメントの結果必要と判断された場合に、利用者の自宅を訪問しリハビリテーションを実施します。利用者、家族が穏やかに楽しみを持って安心して生活できるようなリハビリテーションを行うとともに、利用者の能力や強みを最大限に発揮できるように目標をもってリハビリテーションを実施します。

5 利用料金

- (1) 当事業者の訪問リハビリテーションの提供(介護保険適用部分)に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険法定自己負担額分(別紙 2 参照)です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

- (2) 介護報酬改定時した場合にはつきましては再度、変更点など説明し同意を頂きます。
- (3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。
- (4) 交通費

交通費	天童市	無料
	山形市・東根市・寒河江市・中山町・河北町	500 円/日 (税込み)
	上記以外の地域	800 円/日 (税込み)

- (5) その他の費用
訪問リハビリテーションを提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。
- (6) 料金の支払方法
契約書に記載された当事業所の定める支払方法によりご精算いただきます。
- (7) その他
利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当時業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・訪問リハビリテーションをご利用するには、当事業所の医師の診察が必要となります。医師の診察を経て、医師がリハビリテーション指示書を作成し、利用者からの同意を得た後、当事業所の訪問リハビリテーション従事者が利用者宅に伺い訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、内容等について説明しサービスの提供を開始します。
- ・訪問リハビリテーション指示期間は、当事業所の医師の診察日より、3ヶ月以内となります。訪問リハビリテーションを継続するためには、当事業所の医師の診察が3ヶ月以内1回必要となります。
- ・利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書で申し出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書により利用者へ通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用契約書の第12条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
- ・利用契約書の第11条、13条に基づいて、事業者が契約を解除した場合
- ・利用者が亡くなったとき

エ その他

- ・ 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・ 利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ 介入に当たり、リハビリ目標を設定させていただきます。その目標を達成できた時点を目処に訪問リハビリテーションの修了を予定しております。介護予防訪問リハビリテーションにおいては、12か月間を目処として修了を予定しております。

7 サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

内 容：訪問リハビリテーション

バイタルサインの測定、身体機能の回復、日常生活動作の向上、コミュニケーション能力の向上
介護指導、福祉機器助言、住宅改修助言、福祉サービス助言、その他

- ・ サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明します。
- ・ リハビリテーションを行うにあたっては、医師の文書による指示に従います。

【注】交通事情等によりサービス時間が前後することがあります。

8 サービス提供の記録

- ・ サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスが完結した日から5年間保存します。
- ・ 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

9 衛生管理等

- ・ サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・ 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10 訪問の職員

- ・ 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- ・ 利用者はいつでも訪問リハビリテーション従事者の変更を申し出ることができます。(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)
- ・ 当事業者は、訪問リハビリテーション従事者が退職する等正当な理由がある場合に限り、訪問リハビリテーション従事者を変更することができます。

11 緊急時の対応方法

訪問リハビリテーションの提供中に利用者にて容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡します。必要に応じて救急搬送を依頼する場合があります。

12 相談・苦情処理

利用者は、当事業者の訪問リハビリテーションの提供について、いつでも相談・苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口にご相談・苦情を申し立てることができます。

相談先	窓口	電話番号
ミロク脳神経リハビリクリニック	管理者（院長）	023-616-3691

13 災害発生時のサービス対応

災害によるサービスの中止・開始時間の延期については下記が想定される時に検討を行います

中止・開始の遅延	
中止の判断	サービス提供地域に大雨と区別警報が発令中(予測されるとき)
	サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中(予測されるとき)
	サービス提供地域に大雨・洪水・土砂災害警報が3つ同時に発令中(予測されるとき)
	上記以外でサービス提供場所に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
	周辺地域の学校の休校等(職員の確保が困難な場合)
	大地震が発生した場合
開始の遅延	大規模停電により信号機が作動していないとき
開始の遅延	サービス予定時間後の天候状況の回復により、提供が可能と判断されたとき

利用者（家族）へのご連絡

- ・前日まで（事前予測が可能な場合）
前日までに明らかに翌日の営業の中止・開始時間の延期の可能性がある時は事業者より「電話」にてお知らせいたします(前日は可能性の事前のご連絡であり、最終決定は当日の電話連絡となります)
- ・当日
災害時の当日のサービスの中止・開始の延期については、サービス提供時間前に職員より直接電話を致します。

14 事故発生時の対応

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者または、介護予防支援事業所に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、書面に記録し賠償すべき事故が発生した場合は、協議し、損害賠償を速やかに行います。

15 虐待防止に関する事項

事業者は虐待の発生又はその再発を防止すると共に、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします

16 ハラスメントの対策について

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職員に対しての暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメント行為は禁止となります。

17 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況：なし